

電算処理の業務委託契約に伴う
管理体制等の通知

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人 あて

(耐震診断士)

勤務先名

氏 名

電算処理の業務委託契約の特記事項第3項に基づき、下記の通り通知します。

記

委託件名：

- 第1号、第2号、第4号、第6号の内容について、提出済みの「情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準」「従事者名簿等」から、
 変更はありません。
 変更があったため、提出します。
- 第3号については、別紙工程表のとおり。

(管理体制等の通知)

3 乙は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を甲に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。

- 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準
- 以下の内容を含む従事者名簿
 - 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所
 - 委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所
 - 委託業務に関する緊急時連絡先一覧
- 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書
- 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図(特定個人情報ファイル(コンピュータ等で検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、個人番号をその内容に含むもの。以下同じ。))を取り扱う場合のみ。第23項の事項を証するもの。)
- 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書(特定個人情報ファイルを取り扱う場合のみ。第24項の事項を証するもの。)
- クラウドサービス(有料、無料に関わらず、民間事業者等がインターネット上で提供する情報処理サービスで、約款への同意及び簡易なアカウントの登録等により当該機能が利用可能となるサービスのこと。以下同じ。)利用に係るリスク対策文書(委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。第25項の事項を証するもの。)